

近世新義真言宗の官位に関する基礎的研究

— 能化の官位を中心に —

高橋 秀 慧

1、はじめに

筆者は近世から近代の時期を対象に既成仏教教団の宗教的権威と世俗的権威・権力との関係を具体的な史料を用いて歴史的に解明し、かつ現代の問題として既成仏教教団の教団としての秩序維持システムのあり方を考察することを主眼に研究を行っている。前出の拙稿⁽¹⁾では近世日本において幕府権力を中心とする公儀の支配システムに回収された仏教教団が、²「寺格」を通じて幕府権力の世俗的権威を自らの権威に利用しようとし、またその運動が、宗派という単位をもってある程度重要な意味づけをされていたという事例について確認した。

そこで、本稿ではより具体的に仏教教団と権力が結びつく事例として僧官の問題を取り上げ、新義真言宗における官位制度の紹介と若干の考察を加えたい。僧侶の官位、僧官は現在宗内では一般に僧階と呼ばれ、宗内で規定され、教団の身分的秩序を維持するための機能を持つ制度であると考えられる。

しかし、近世における僧官は宗内のみの処理では済まされず、門跡寺院や公家、天皇、幕府などへの手続を経ずに得ることができなかった。僧官と現在の僧階制度を直ちに比較するのは社会制度の歴史的背景や状況などを慎重に踏まえる必要があるため、現段階で直接関連させて言及することは避けるが、そのためにもまずは近世の僧官制度のより具体的な考察を深めることが急務であり、本稿はそのような立場で述べていくこととする。

2、僧位僧官に関する研究史

近世の仏教教団全体に通ずる広い見地からの僧位僧官に関する研究としては、高埜利彦氏の研究が大変優れた成果であるといえる。高埜氏は近世の僧位僧官を「(公儀権力が)律令制以来の僧位僧官補任制度を僧侶・山伏の身分支配のために制度的に取り込んだと理解でき」、「幕藩制国家支配に有効であるがゆえに、そして有効であるように編成し直されたものであるといえよう」と結論づけている。⁽⁴⁾

ただし、高埜氏自身が述べられているように、⁽⁵⁾氏の検討対象が修験本山派のみの分析であることにより、結論が限定的であり、⁽⁶⁾修験本山派を除く諸宗派の官位補任に関する個別の詳細な手続きについて、各宗派の個別的な研究を深める必要があると考えられる。

またそれに関連して、筆者は幸運にも、第二十八回智山談話会において高埜氏の講演を拝聴する機会に恵まれた。同講演において、高埜氏より「新義真言宗の研究に関しては、執奏公家や門跡との関係がより具体的に解明されることが望ましい」といった内容のお話をいただいた。⁽⁷⁾そこで、筆者の研究もできるだけ具体的に執奏公家や門跡との関わりを解明できるように進めていきたいと考えている。

3、新義真言宗の官位補任制度

(1) 四等官

近世における新義真言宗の僧官は、大きく四階官と僧正・権僧正官という二つに分類することができる。大まかにいえば、四等官は学侶が拝任する官位、一方で僧正・権僧正の任官は智積院・長谷寺の能化の他に智山方では上品蓮台寺など高位の寺院の住持に限定されていた。四階官とは権律師、権小僧都、権大僧都、法印の四つ⁽⁸⁾のことを指し、四階官は単なる官位として機能していただけでなく、学問を積み重ね藤席が上がって行くに従ってその能力を証明するための指標として存在していたとされる⁽⁹⁾。以下四等官について関連史料を用いて論じていく。

(史料1)⁽¹⁰⁾

新義真言宗官位階級之次第

権律師 権小僧都

権大僧都 法印

権僧正 僧正

一派之官順之名号右之通御座候、但何官者権僧正ニ准、何官者僧正ニ准する等之儀、引当相認可差出旨被仰渡候得共、右階級者次第転昇之官位ニ御座候得故、権僧正并僧正ニ相当仕候官位者無御座候、右依仰以書付申上候、以上、

寛政六年

寅十一月十八日

真福寺

寺社

御奉行所

(史料1) は四箇寺の月番真福寺が寺社奉行へ提出した書類の写しであるが、史料によれば新義真言宗の僧侶は権律師↓権小僧都↓権大僧都↓法印の順に昇進していき、権僧正、僧正官は修学による転昇の官位ではないといった区分けがなされていた。また、四等官制度に関して『智積院史』によれば、「享和前後の頃には二十ヶ年修学内に於て拝任したるが、徳川氏の末期に於ては二十ヶ年の修行を遂げたる後、先ず権律師に任じ、それより三ヶ年宛練学の功を積みて権小僧都・権大僧都・法印と逐次に拝任せしめられた」とあり、官位拝任については幕末に向けて制度化が進んでいたようである。

次に四等官の補任権に関する問題であるが、これに関しても『智積院史』に史料の引用があるので紹介しておく。

(史料2)⁽¹²⁾

右二十ヶ年修学之内に四位之階級を経申候、四位とは権律師・権小僧都・権大僧都・法印に御座候此官位之儀者、御室・嵯峨両御所より拝請仕候(以下略)

(史料3)⁽¹³⁾

従前、新義真言宗官位之義ハ、御室仁和寺・嵯峨大覚寺兩所ヨリ永宣旨ニテ四階官頂戴仕來候、其四階官ト法薦二十ヶ年已上、粗事教二通達シ、一会ノ法幢ヲ建ルニ堪タル者、先ズ權律師ニ被任、後三ヶ年宛練修ノ功ニ依テ權小僧都・權大僧都・法印ト次第二令旨賜來候処、昨年辛未ノ永宣旨御廢止ニ付、方今何レモ無官ニ御座候、

(史料2)、(史料3)によれば、四等官は御室、嵯峨の兩御所から永宣旨を以て拜任されるとあり、これは先述した高整氏の論文に御室御所から武家伝奏への提出書類が紹介されており、整合性がとれる。⁽¹⁴⁾以上みてきたように、新義真言宗の学侶に対する僧官の任免権は智積院・長谷寺には認められておらず、仁和寺・大覚寺の永宣旨によって任官するシステムであった。

(2) 僧正官・權僧正官

次に僧正・權僧正の任官について確認していきたい。新義真言宗における僧正官は、院家兼帯の僧正と頼瑜の贈僧正を例外とすれば、智積院一世の玄宥能化が慶長元年に權僧正に補任されたのが初めである。⁽¹⁵⁾以降の能化は累代權僧正に任官していたが、元禄四年以降、綱吉による護持僧隆光の転昇に併せて両山能化を僧正に転昇させることになった。以降、智積院能化は能化就任の年内に權僧正を拜任し、さらにそれから三年を経て僧正に転任することとなっていた。これも以下に関連史料を紹介していく。

(史料4)⁽¹⁶⁾

御尋ニ付以書付御答申上候

一宗官位昇進等之節、執奏之公家衆名前可書上旨被仰渡候、

比儀一派之本山智積院、小池坊官位昇進并年始參 内之節者両伝 奏之内御掛之御方御執 奏ニ御座候、京

都千本蓮台寺權僧正昇進等之節者、御室御所之御執奏ニ御座候、右蓮台寺之外四箇寺配下二者 禁裏直任之

寺院者無御座候、以上、

寅十一月六日(寛政六年)

真福寺

寺社

御奉行所

(史料4) も四箇寺の月番真福寺が寺社奉行に提出した書類の写しである。史料によれば智積院、長谷寺の両能化は官位を昇進する場合と宮中参内の際には伝奏に掛け合うとあり、蓮台寺は御室御所に執奏するとある。蓮台寺は權僧正地でありながら四箇寺の配下であり、執奏も御室御所から受けるという特異な立場にあつたようである。上記の他に護持院や根来寺も大僧正地や權僧正地になっていたが、ここでは特に智積院の僧正官拜任についてより具体的に検討していきたい。

『智積院史』所収、元文三年亮範能化代における役者光照院より二条奉行所への書状によれば、⁽¹⁷⁾①權僧正の拝

任は玄宥以来亮範能化まで十五代途絶えたことのない由緒である。②八世信盛の代、元禄四年には僧正に転昇し、以来亮範まで八代が途絶えることなく僧正に任にじられているという。またそれ以前の任官執奏については、三世日誉の権僧正拜任は御室御所から、四世元寿、五世隆長、六世宥貞は嵯峨御所に執奏したとされている。

(史料5)⁽¹⁸⁾

芳翰令披見候 公方様弥御機嫌被成御座珍重旨得其意候、將又当院儀、大覺寺殿以執奏權僧正雖 勅許、公儀仰出無之自由難及御請被申窺之段承届候、右之趣達上聞候処、不可有仔細之由被仰候間被存其意任官尤候 恐々不宣

十一月三日(明曆三年)

阿部豊後守忠秋(花押)

松平伊豆守信綱(花押)

酒井雅楽守忠清(花押)

智積院

御状令披見候、智積院権僧正之儀及上聞候処、可致拜任之旨被仰出候間、可被得其意候 恐々謹言

十二月廿九日

稻葉美濃守正則(花押)

阿部豊後守忠秋(花押)

京都所司代 牧野佐渡守殿

松平伊豆守信綱（花押）
酒井雅楽守忠清（花押）

（史料5）について、『智積院史』によれば、六世宥貞の官位拝任に関して所司代を通じた老中の許可が必要だったことがわかり、執奏家（寺社伝奏、清閑寺家）より武家伝奏に任官を出願すると、武家伝奏は京都所司代に出願し、所司代から老中↓將軍と伝達され、再び老中↓所司代↓智積院という風に補任許可がなされたようである。

また、『智積院史』¹⁹⁾よれば、八世信盛僧正のときより上記のような手続きは廃止され、執奏家を通さなくても先例によって老中に出願すれば所司代から町奉行所を通じて任官が許可され、その次に両伝奏に参内御礼の日程を相談したということである。であるので、（史料4）にみられる「両伝奏之内、御掛之御方御執奏二御座候」という文言は、恐らく参内御礼の日程伺いのことであろうかと考えているが、時期的な検討に加え、より多くの史料を分析する必要がある。

4、僧官補任にかかる費用

新義真言宗の僧侶が官位を得るためには、門跡寺院や執奏の公家、奉行所、所司代、老中、將軍、宮中など様々な手続きを経るわけであるが、実際に官位を拝任する際にはどの程度の費用がかかったのか、どういったところまで金銭を支払っていたのかについては全くはつきりしていない。こういった研究は武家官位の研究において蓄

積があり、藤田覚氏は武家官位を題材にその費用の分析を行っているが、それについて官位を得る場合に必ず必要になる費用として、

- ①、官位の実質的な授与者である將軍への「官位御札」、および老中以下の幕府所役人への「御祝儀」
 - ②、官位の形式的な授与者である天皇・朝廷への「官物」
 - ③、日常的に交際のある大名や旗本、いつも御用を頼んでいる各層の幕府役人、良民への御祝儀
- の三つを提示しており、これらは義務的な経費であるとしている。

また藤田氏は武家官位の補任にかかる諸経費について、朝廷に対する支出を「武家法中官位御礼物帳」を用いて詳細に検討しているが、ここでは本稿もそれにならない、智山書庫所蔵「献物 権官 正官」⁽²²⁾という史料を用いて智積院能化の朝廷への献納を分析してみたい。本史料は智山書庫所蔵の古文書であり、依然として書庫の古文書が調査中ということもあり、今回全文を翻刻という形で紹介することは出来ないが、取り急ぎ概要をお知らせできればと考えている。

智山書庫所蔵「献物 権官 正官」は縦二十三・五センチメートル、横十六・二センチメートルの竖帳で丁数は表紙を含めないで二十二丁である。本書の内容は宝暦八年（一七五八）、智積院十九世の覚遠能化代に記された、能化の僧正官・権僧正官拜任時の朝廷に対する献上物の一覧である。本書をまとめたのが以下の表1である。

表を分析してみると、献上品は天皇をはじめ女院や女御、上級の公家や官位の補任に関与していると思われる寺社伝奏の清閑寺家など宮中の人間に対して献上されるとともに、仁和寺、大覚寺、醍醐報恩院といった真言系の門跡には、坊官や院下にまで献上が行われている。これは藤田氏が提示したところの②に当たる献上品であろう。またそれ以外に③に当たるものとして、智積院の近隣に存在している妙法院門跡や養源院といった寺院への

献上や智積院内の学侶や寺侍、道心者などにも祝儀が振る舞われている。①にあたる將軍や老中への献上は、今回の史料の特性上不明である。次に僧正官と権僧正官の違いであるが、多少物品の差異があるのみで、ほとんど違いはなかった。

表1

上卿 関白	女御 上藤御局 御女中	女院 上藤御局 御女中 御取次	禁裏 上藤御局 長橋御局 大御乳人 御取次	僧正 銀五枚、帶掛十帖一本 金二百疋 金二百疋 金二百疋 金二百疋 金百疋	権僧正 銀五枚、帶掛十帖一本 金二百疋 金二百疋 金二百疋 金二百疋 金百疋
十帖一本 金二百疋	銀三枚、十帖一本 金二百疋 金二百疋	鳥目五十疋 金二百疋 金二百疋	銀三枚、十帖一本 金二百疋 金二百疋	十帖一本 金二百疋	銀三枚、十帖一本 金二百疋 金二百疋

近世新義真言宗の官位に関する基礎的研究

<p>鳴滝宮内 土橋大輔</p>	<p>芝筑地治部 真常院 菩提院 尊寿院 仁門</p>	<p>非藏人兩人 同添使 同御取次兩人 同雜掌兩人 同子息清閑寺宰相 清閑寺大納言 同広橋大納言 両伝奏雜掌四人</p>	<p>職事 下知辨 宣旨 副使料 伝奏</p>
<p>鳥目三十疋 鳥目三十疋</p>	<p>鳥目三十疋 鳥目五十疋 鳥目五十疋 鳥目五十疋 鳥目三十疋</p>	<p>銀二枚 銀二枚宛 銀二匁 金百疋宛 述紙五束 銀一枚、御菓子料十匁 銀二十目宛 銀六十目</p>	<p>僧正 金二百疋 金二百疋 金二百疋 銀十五匁 銀六十目</p>
<p>鳥目三十疋 鳥目三十疋</p>	<p>鳥目三十疋 鳥目五十疋 鳥目五十疋 鳥目五十疋 鳥目三十疋</p>	<p>銀二枚 金百疋宛 銀二匁 鳥目三十疋宛 金百疋宛 述紙五束 銀一枚、遂篋一荷 銀二十目宛 銀六十目</p>	<p>權僧正 金二百疋 金二百疋 金二百疋 銀十五匁 銀六十目</p>

<p>大門 最上乘院 覺勝院 聖無動院 衣笠民部 野路井大藏 渡辺志摩 御近習(十七名) 外様(五名) 御堂主(一名) 御料理人(二名) 妙門 坊官中 金剛院 日嚴院 養源院 醍醐報恩院 兩御奉行所 小堀數馬</p>	
<p>金百疋 金二百疋宛 金二百疋 素麵五十把 素麵五十把 素麵五十把 素麵五十把 昆布一箱、樽一荷 遂篋一荷、樽一荷 鳥目二十疋宛 鳥目二十疋宛 鳥目二十疋宛 鳥目三十疋宛 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金二百疋宛 金二百疋宛</p>	<p>僧正 昆布一箱、銀五枚、樽 代金百疋、紗綾一卷 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋</p>
<p>金百疋 金二百疋宛 金二百疋 素麵三十把、金百疋 昆布五十本、金百疋 金二百疋宛 金百疋</p>	<p>權僧正 昆布一箱、銀五枚、樽 代金百疋、外金五百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋 金百疋</p>

近世新義真言宗の官位に関する基礎的研究

<p>同元締め役人 養命坊 蓮台寺 寮舎御祝儀 当日供の脇坊 一藪 役者 方丈出家侍 道心中間 会所両役人 同下男 懸屋忠介 金開両道心 御里坊留守居 同人 同人 同下男</p>	
<p>鳥目三十疋宛 養命糖一箱 鸚鵡返 鸚鵡返、延紙三束 鸚鵡返 鳥目五十疋宛 銀三匁宛 鳥目十疋宛 銀三匁宛 鳥目十疋宛 銀二匁 銀二匁宛 鳥目五十疋 菓子料、銀五匁 赤飯 鳥目二十疋</p>	<p>僧正</p>
<p>鳥目三十疋宛 茶一箱 金百疋、菓子一箱 鸚鵡返 鸚鵡返、延紙三束 鸚鵡返 金百疋 銀三匁宛 鳥目十疋宛 鳥目三十疋宛 鳥目十疋宛 銀二匁 銀二匁宛 鳥目五十疋 菓子料、銀五匁 赤飯一重 鳥目二十疋</p>	<p>權僧正</p>

5、おわりに

今回は新義真言宗における官位制度を題材に、とりわけ執奏公家や門跡に注目して検証を進めた。

3章では『智積院史』を中心としたこれまでで定説化してきた智山派宗史の研究成果と、歴史学における成果に加え、筆者の確認した新たな史料を付き合わせ、その整合性を検証した。すると官位を補任する過程に関する記述が所々でかみ合っていない点が浮き上がってきたが、時間的な制約と筆者の力不足により全容の把握までは至らなかった。

また、4章では智積院能化の僧正・権僧正の任官における朝廷への献上物について言及し、献上物の流れから拜任に関連した組織やおおよその金額を提示することが出来た。今後書庫の調査がさらに進めば、関連史料の発見などによって近世智積院の詳細な歴史が明らかになるであろう。

註

- (1) 拙稿「近世新義真言宗の寺格に関する一考察」(『智山学報』二〇〇九年掲載予定)。
- (2) 深谷克己「江戸時代の身分願望―身上りと上下無し」(吉川弘文館、二〇〇六年)によれば、このような身分願望は仏教集団だけではなく多様な身分社会に見られた。
- (3) 高埜利彦「近世の僧位僧官」(『近世日本の国家権力と宗教』、東京大学出版会、一九八九年)。
- (4) 高埜、注2前掲、166頁、167頁。
- (5) 高埜、注2前掲、166頁。
- (6) 林淳「近世の僧階に関する一考察―聖と俗の視点から―」(『日本仏教学会年報』59号、日本仏教学会西部事務所、一九九三年)は高埜氏の説について再検討している。
- (7) 平成十七年、第二十八回智山談話会。講演の内容は「智山勸学会会報」第42号に掲載。
- (8) 村山正栄「智積院史」(御遠忌事務局、一九三四年)298頁、299頁によれば、上記のような四階官制度が確立したのは享保四年である。
- (9) 村山正栄「智積院史」(御遠忌事務局、一九三四年)299頁、300頁。
- (10) 「四箇寺用留記・写」智積院蔵。
- (11) 村山正栄「智積院史」(御遠忌事務局、一九三四年)300頁、301頁。
- (12) 村山正栄「智積院史」(御遠忌事務局、一九三四年)300頁、301頁。
- (13) 村山正栄「智積院史」(御遠忌事務局、一九三四年)301頁、
- (史料2)「来状集」は管見の限り現存していない。恐らく村山氏が書状などをまとめたものに名前をつけたものであろう。
- (14) 高埜、注2前掲、149頁。
- (15) 村山正栄「智積院史」(御遠忌事務局、一九三四年)301頁。
- (16) 「四箇寺用留記・写」智積院蔵。
- (17) 村山正栄「智積院史」(御遠忌事務局、一九三四年)302頁、303頁。
- (18) 村山正栄「智積院史」(御遠忌事務局、一九三四年)304頁、305頁。
- (19) 村山正栄「智積院史」(御遠忌事務局、一九三四年)304頁、305頁。
- (20) 藤田覚「武家官位の「僧格」」(『近世政治史と天皇』、吉川弘文館、一九九九年)289頁。
- (21) 平井誠二「武家法中官位御礼物帳」(『大倉山論集』30、一九九一年)。
- (22) 「献物 権官 正官」(智山書庫所蔵、R―28―2)。
- (キーワード) 僧官、門跡、執奏